



## 南米諸国における租税条約ネットワークの拡充:コロンビア、エクアドル、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルーとの租税条約の署名

執筆者: 中村 真由子

### 1. はじめに

先月(2019年11月)、我が国とペルーとの間で租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約)が署名されました。2018年12月にはコロンビア、2019年1月にはエクアドルとの間で租税条約が署名され、我が国において同年5月の通常国会で承認されているほか、2019年6月にはアルゼンチン、同年9月にはウルグアイとの間で租税条約が署名されており、近年南米諸国との租税条約の署名が相次いで行われています<sup>1</sup>(これらのうち、エクアドルとの租税条約については本年12月28日に発効予定です<sup>2</sup>)。そこで、本稿においてはこれらの租税条約の概要についてご紹介します。

### 2. 各租税条約の概要

#### (1) 概要

租税条約は、二重課税の除去を目的として我が国及び相手国の間で課税権を調整するものであり、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲や限度税率を定めています。今般の南米諸国との租税条約についても、企業の事業利得については支店等の恒久的施設がなければ課税することができないとする等 OECD モデル租税条約の内容を基本としつつ、一定の役務の提供も恒久的施設に含まれるとする(いわゆる「サービス PE」)等、概して源泉地国において認められる課税の範囲は先進国との租税条約に比べると広い傾向にあると言えます。もっとも、いずれの条約においても技術上の役務対価(Fees for Technical Services)

<sup>1</sup> 詳細については財務省ウェブサイト([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/press\\_release/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/index.htm))をご参照ください。なお、2019年12月12日には新たにジャマイカとの間の租税条約も署名されています。

<sup>2</sup> 我が国においては、(i)課税年度に基づいて課される租税に関しては2020年1月1日以後に開始する各課税年度の租税、(ii)課税年度に基づかないで課される租税に関しては2020年1月1日以後に課される租税に適用され、エクアドルにおいては、取得される所得及び費用として支払われ、貸記され、認められ、又は記録される額に対し、2020年1月1日以後に課される租税に適用されることとなります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

条項については規定されていない等、一定程度経済界の要望<sup>3)</sup>に応えたものとなっていると言えます。

各租税条約に定める源泉地国における投資所得(配当・利子・使用料)に対する限度税率の概要は以下のとおりです。

	コロンビア	エクアドル	アルゼンチン	ウルグアイ	ペルー
配当	免税(年金基金受取) 5%(議決権保有割合 20%以上、保有期間 6ヶ月以上) 10%(その他)	5%	10%(議決権保有割合 25%以上、保有期間 6ヶ月以上) 15%(その他)	5%(持分 <sup>4</sup> 保有割合 10%以上、保有期間 183日以上) 10%(その他)	10%
利子	免税(政府、金融機関間、年金基金受取等) 10%(その他)	免税(政府、銀行受取等) 10%(その他)	免税(政府受取等) 12%(その他)	免税(政府受取、金融機関間等) 10%(その他)	免税(政府受取等) 10%(その他)
使用料	2%(設備) 10%(その他)	10%	3%(ニュース) 5%(著作権) 10%(その他)	10%	15%

また、近年の BEPS プロジェクトの結果を踏まえた条約の特典の濫用防止規定(いわゆる主要目的ルール(PPT: Principal Purpose Test)等)や、両国の税務当局間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援も導入されており、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための規定が整備されています。

これらの条約は、いずれも各国において発効に向けた国内手続(我が国においては国会の承認手続)が必要であり<sup>5)</sup>、所定の手続を経て適用が開始されることとなります。

これらの条約のうち、さらに特徴的であると思われる点は以下のとおりです。

## (2) コロンビア:特典制限条項

コロンビアとの租税条約については、上記の投資所得に対する限度税率を含む一部の特典(第 7 条 5(事業利得)、第 10 条(配当)、第 11 条(利子)、第 12 条(使用料)及び第 13 条(譲渡収益))の適用を受ける者を適格者等一定の要件を満たす居住者に制限する特典制限条項(いわゆる LOB: Limitation on Benefits)が規定されている点に留意が必要となります。

## (3) ウルグアイ:仲裁手続

各租税条約において、条約の規定に適合しない課税が行われた場合について両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決する相互協議手続が定められていますが、ウルグアイとの租税条約においては、さらに、当局間で解決のための合意に達することができない場合における仲裁手続も定められています。ただし、通常の租税条約における仲裁手続と異なり、仲裁への付託には納税者による申立てに加えて両国の税務当局の合意が必要とされている点に留意が必要です<sup>6)</sup>。

<sup>3)</sup> 2019年9月17日付け日本経済団体連合会「令和2年度税制改正に関する提言」3(2) ([https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/074\\_honbun.html#s3](https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/074_honbun.html#s3))において、「技術上の役務対価(FTS、Fees for Technical Services)条項については、既存の租税条約で盛り込まれている場合には見直しを行うとともに、新規締結時にも慎重に検討すべきである。」とされています。

<sup>4)</sup> 日本法人支払の場合は議決権、ウルグアイ法人支払の場合は資本

<sup>5)</sup> 上記のとおり、コロンビア、エクアドルとの租税条約については2019年の通常国会で承認済みですが、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルーとの租税条約は2020年の次期通常国会において審議される可能性が高いものと予想されます。

<sup>6)</sup> もっとも、同条約の議定書に今後ウルグアイが第三国と通常の仲裁条項を合意する場合の将来における改正条項も規定されているため、今後の動向を注視する必要があります。

#### (4) アルゼンチン:投資協定及び発効プロセス

アルゼンチンについては、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める投資協定についても2018年12月に署名され、我が国においては同年5月の通常国会で承認されています。この投資協定は、原則として投資市場への新規参入時から無差別待遇を要求するいわゆる「自由化型」の協定であり、投資家と国との間の紛争解決手続(いわゆる「ISDS」)も規定されています<sup>7</sup>。もっとも、この投資協定及び租税条約は、いずれも自由開放経済政策を推進し、海外投資の誘致を積極的に進めていたマクリ政権の下で交渉・署名されたものであるため、新政権への移行後、これらの条約の発効に向けたプロセスの進捗について特に注視していく必要があります。

### 3. おわりに

租税条約は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や源泉地国における課税範囲の明確化等により両国間で生ずる二重課税を除去し、我が国企業の海外展開を支援するものと言えます。これらの租税条約が発効すれば、既に発効済みのブラジル、チリとの租税条約に加えて、南米諸国における我が国の租税条約ネットワークの拡充により、南米諸国との投資・経済交流が一層促進されることが期待されますが、それぞれの租税条約の適用開始のタイミングは、特に相手国における承認手続の進捗を注視する必要があります。



なかむら まゆこ  
中村 真由子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ma\\_nakamura@jurists.co.jp](mailto:ma_nakamura@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2017年ニューヨーク州弁護士登録。

M&A、一般企業法務のほか、税務アドバイス、税務争訟等の案件に従事。2017年8月～2019年7月まで外務省国際法局経済条約課に出向し、租税条約等の締結業務を担当した。

<sup>7</sup> 日・アルゼンチン投資協定の詳細については、外務省のウェブサイト([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25\\_001863.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001863.html))をご参照ください。

当事務所では、中南米の法律事務所駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。